標柱二号から一三八度一三分九秒
一四・五九四メートルの地点　三号
標柱三号から一三三度二四分四九秒
二七・七九〇メートルの地点　四号
標柱四号から七一度三五分三二秒
三七・九一九メートルの地点　五号
標柱五号から一五七度二七分三九秒
九・七二〇メートルの地点　六号
標柱六号から七四度五一分二〇秒
三〇・一二〇メートルの地点　七号
標柱七号から一六二度三七分一四秒
一一・五三七メートルの地点　八号
標柱八号から一六〇度五二分五秒
一一・三五九メートルの地点　九号
標柱九号から一六〇度五二分一七秒
八・六二一メートルの地点　十号
標柱十号から一六二度二分五一秒
一四・六〇六メートルの地点　十一号
標柱十一号から二五五度五八分四四秒
六九・二〇五メートルの地点　十二号
標柱十二号から一九〇度四二分〇秒
一〇・一三一メートルの地点　十三号
標柱十三号から一八一度二八分五五秒
一二・九一五メートルの地点　十四号
標柱十四号から一五二度四八分一三秒
八・八四八メートルの地点　十五号
標柱十五号から一五二度四八分二四秒
一一・五四三メートルの地点　十六号
標柱十六号から二三七度〇分四四秒
四〇・九一四メートルの地点　十七号
標柱十七号から三二七度四七分一秒
二一・一九〇メートルの地点　十八号
標柱十八号から三二七度四七分九秒
七〇・三四一メートルの地点　十九号
標柱十九号から二六度五四分一秒
一五・五九三メートルの地点　二十号
標柱二十号から一二度二一分三七秒
一七・一八二メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二七〇度一八分一三秒
一四・七二五メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から三三二度二七分四二秒
一二三・五七一メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から三二九度三二分一〇秒
一・七八九メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から四一度八分三四秒
一二・八八七メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から九六度三九分五秒
六・三六三メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から九七度一三分一七秒
一二・三〇七メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から七二度二三分四四秒
二二・五三三メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から一五八度三五分二一秒
五二・一一六メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から七八度一八分二二秒
一・二五八メートルの地点　三十号
十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
山本川支川五
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐南区山本五丁目五五番二
四地内四等三角点亀岡を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線、標柱二十号と二十一号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十六に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱二十一号と二十二号を結んだ線及び標柱一号と二十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二三六度四四分一五秒
四三二・九三四メートルの地点　一号
標柱一号から三四一度七分五一秒
二〇・二四〇メートルの地点　二号
標柱二号から三四九度三四分三四秒
三・一三一メートルの地点　三号
標柱三号から七四度四三分三八秒
三・〇二九メートルの地点　四号
標柱四号から三五四度二分三〇秒
八・九三〇メートルの地点　五号
標柱五号から三五二度五四分五八秒
五・八七一メートルの地点　六号
標柱六号から三五九度二二分三〇秒
四・五八三メートルの地点　七号
標柱七号から七度四一分一六秒
四・六七二メートルの地点　八号
標柱八号から一二度四七分五六秒
六・六七二メートルの地点　九号
標柱九号から三〇四度五八分三三秒
四・九六八メートルの地点　十号
標柱十号から一一度三分二九秒
一二・四四〇メートルの地点　十一号
標柱十一号から三一四度四〇分七秒
八・三一〇メートルの地点　十二号

標柱十二号から三五七度二二分三六秒
一八・二一六メートルの地点　十三号
標柱十三号から三五五度五一分八秒
二八・五七〇メートルの地点　十四号
標柱十四号から八四度二九分二九秒
一・四四八メートルの地点　十五号
標柱十五号から一〇八度五三分一二秒
二四・六四八メートルの地点　十六号
標柱十六号から二〇三度三〇分四六秒
五・二〇二メートルの地点　十七号
標柱十七号から一七九度四七分二九秒
二九・三三〇メートルの地点　十八号
標柱十八号から一四二度六分一一秒
四〇・三〇六メートルの地点　十九号
標柱十九号から一六一度三九分二二秒
三五・七六六メートルの地点　二十号
標柱二十号から二四五度三〇分二〇秒
一二一・四六二メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から五一度三七分四六秒
五〇・四三二メートルの地点　二十二号
十二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
根谷川支川九五及び根谷川支川九七
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字
恵穂居一番地内四等三角点高松山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一八三度三七分三八秒
七四八・〇九六メートルの地点　一号
標柱一号から三五三度二六分四〇秒
一八・三六八メートルの地点　二号
標柱二号から一三五度五二分三一秒
一三・七九三メートルの地点　三号
ロ　広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字
恵穂居一番地内四等三角点高松山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱四号と五号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱五号と六号を結んだ線及び標柱四号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一八二度七分三四秒
七三一・六四三メートルの地点　四号

標柱四号から六三度一七分二一秒
七・九一六メートルの地点　五号
標柱五号から一九四度二五分一五秒
〇・三二五メートルの地点　六号
八　広島県広島市安佐北区可部町大字桐原字
恵穂居一番地内四等三角点高松山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱七号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を平成二十七年国土交通省告示第二百二十六号で指定した同号十七に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線、標柱十一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱七号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から一五九度一分五七秒
六五三・〇一四メートルの地点　七号
標柱七号から三二七度五六分四〇秒
一二・五六四メートルの地点　八号
標柱八号から二四七度三六分三二秒
三・七三六メートルの地点　九号
標柱九号から二七八度一分一秒
一六・〇四七メートルの地点　十号
標柱十号から六八度一分一二秒
三五・二九二メートルの地点　十一号
標柱十一号から一六五度四一分五九秒
四・六八四メートルの地点　十二号
標柱十二号から二三九度三分一五秒
七・〇七九メートルの地点　十三号
標柱十三号から一四六度五三分二四秒
一・七二六メートルの地点　十四号
標柱十四号から一四六度五二分四五秒
一一・七五一メートルの地点　十五号
十三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南原川支川六、南原川支川五左支渓及び南
原川支川五右支渓
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区可部町大字下町屋字
辰ヶ鼻三七〇番地内四等三角点辰ヶ鼻を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から五十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二九〇度二〇分四〇秒
五〇五・二三三メートルの地点　一号
標柱一号から二三七度七分五八秒
一一・八三三メートルの地点　二号
標柱二号から三〇九度四六分五六秒
二〇・〇五九メートルの地点　三号
標柱三号から二六五度五二分四一秒
一四・三九三メートルの地点　四号